

## 【令和元年度川崎市政策・調整会議】

件名：「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）（案）の策定について

日時：令和元年11月12日（火） 11：25～11：30

場所：第3庁舎18階 大会議室

### ●付議理由

子ども・子育て支援法第61条の規定により、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の第6章に定める「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び確保方策を設定し、令和2年度から6年度までの5か年を計画期間とする「川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定することにより、子ども・子育て支援を推進するため。

### ●付議概要

「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）（案）の策定について

#### 1 「子ども・子育て支援新制度」の概要

今回の計画改定は、子ども・子育て支援法の一部改正、同法に基づく基本指針の改正に対応

#### 2 「量の見込みと確保方策」について

① 令和3年度までの計画値の見直し及び法定の計画期間を踏まえ令和6年度までの見込値を設定

② 今回見直しを行う計画値は、「市総合計画第2期実施計画」において施策や事務事業の目標値として設定しているものが含まれている。見直しにあたっては就学前児童数の実績値や、最新の社会情勢の変化も反映させていることから、「市総合計画第2期実施計画」の進行管理においては、現行の目標値とあわせて、本計画で新たに設定した数値も活用し、評価を行う。

#### 3 就学前児童の将来人口推計について

① コーホート変化率法により各歳児の年度当初時点での就学前推計児童数を算出

② 各事業の量の見込みは、将来人口推計を踏まえ、ニーズ調査や事業の利用状況等を元に算出

#### 4 教育・保育の量の見込みと確保方策

① 就学前児童数は減少、保育需要は増加と見込み、令和7年度までの量の見込みは増加傾向

② 幼稚園、認可保育所、認可外保育施設等により量の見込みに対応する確保方策を定める。

#### 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、病児・病後児保育事業、利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業について、実績等を踏まえて設定

●結論

案のとおり了承。